

問題行動等調査の結果に係る通知（いじめ問題部分）（案）

○学校いじめ防止基本方針，学校におけるいじめの防止等の対策のための組織について

いじめ防止対策推進法の施行から 2 年以上が経過してもなお，いじめ防止基本方針の策定やいじめの防止等の対策のための組織の設置が行われていない学校がある。これらの学校に対しては，対応状況を注視することとしているので，これらの学校を所管する教育委員会等にあつては，学校の対応状況を適切に把握するとともに，今年度中に必ず所要の措置（そち）をとるよう指導助言を行うこと。

○教育委員会の附属機関の設置状況について

重大事態の調査主体となり得る組織として，条例に基づき教育委員会の附属機関を設置している都道府県は 70. 2 %，市町村では 34. 3 %にとどまっているが，重大事態が発生した場合に，公平性・中立性に十分配慮した調査機関（いわゆる第三者委員会）の形式で速やかに調査を開始することを可能にするためには，第三者委員会となり得る教育委員会の附属機関をあらかじめ設置しておいた方がよいと考える。実際に，重大事態が発生したため第三者委員会を調査主体にしようとしたものの，重大事態の調査主体となり得る教育委員会の附属機関を設置していなかったため，急きよ，個別事案の調査を行うためだけの附属機関の設置の根拠となる条例を制定して対応した例もあることを申し添える。

各都道府県教育委員会にあつては，域内の市区町村教育委員会における，重大事態の調査主体となり得る附属機関の設置に向けた支援を行うとともに，自ら未設置の場合は，速やかに設置を検討すること。

また，地方公共団体の長（ちょう）が行う再調査のための組織についても，未設置の場合は設置に向けた検討を行うこと。

○都道府県間のいじめ認知件数の差について

児童生徒千人当たりのいじめ認知件数の都道府県間における差は、約 30 倍と依然として大きい。いじめを漏れなく認知するためには、全ての教職員が改めていじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を確認し、いじめの定義を満たす事実関係が確認されていないながらそれをいじめと認知しないという事態が起こらないようにすることが重要である。ついては、**すべての学校が**平成 27 年度の状況について、現時点でいじめの認知漏れがないかどうかを速やかに点検し、認知漏れがあった場合は、法第 23 条第 2 項に基づき、設置者に速やかに報告すること。

また、平成 26 年度中にいじめを認知していない学校（16, 223 校）にあっては、真（しん）にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。そのいずれであるかを検証するための有効な手段として、特に、昨年度中におけるいじめの認知が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認されたい。**設置者は、その確認状況を適切に把握するとともに、都道府県教育委員会にあっては、市町村間及び設置する学校間、市町村にあっては、設置する学校間の認知件数の格差についても適切に分析し、必要に応じた指導助言を行うこと。**

なお、平成 27 年 8 月 17 日付け初児生第 26 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知及び国立教育政策研究所作成の生徒指導リーフ「学校の「組織」で行ういじめ「認知」の手順 Leaf. 19」（<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf19.pdf>）「アンケート・教育相談をいじめ「発見」につなげる Leaf. 20」（<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf20.pdf>）についてもいじめの正確な認知のために積極的に活用すること。

○ネットいじめについて

インターネット上のいじめについては、認知件数は平成 25 年度から減少したものの、無料通話アプリや SNS を用いたいじめについては、児童生徒本人からの申告がない限り学校が認知し得ないという特質を有しているため、そうした態様のいじめを学校が認知しきれていない可能性がある。しかし、そうした態様のいじめについても、学校として組織的に対処する必要があることは言うまでもなく、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係などの構築等に努め、いじめを訴えやすい体制を整えることが重要である。

同時に、例年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」(26 ス参青第 7 号)で周知しているとおり、情報モラルやインターネット、携帯電話・スマートフォンの利用について関係機関と連携するなど指導の充実に努めること。

○いじめの重大事態の対応について

平成 26 年度の重大事態の対応状況を調査する中で、事案の発生や調査結果について教育委員会会議に報告されていない例が散見された。重大事態においては、迅速な対応が必要であると同時に、対応方針を決定するに当たっては、教育委員会事務局のみで決定するのではなく、教育委員会会議に報告するとともに十分に協議し、教育委員会として適切に判断することが求められる。

さらに、地方公共団体の長(ちょう)に総合教育会議の招集を求めることも必要に応じて検討すること。